

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（令和3年6月22日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 早川聡君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野舞君 | 主幹 | 藤岡康二郎君 |
| 主事 | 羽代悠哉君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |        |       |
|----------------|-------|--------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長    | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 企画財政課長 | 横山英幸君 |

|                        |         |                      |         |
|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長               | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| こども未来課長                | 中津 恵子 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○副議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会6月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。

1 2番永野裕夫君が所用のため、遅刻する旨、届出がありましたので御報告いたします。

なお、議長が出席するまでの間、私が議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） おはようございます。今日は議長がいつもと違って作田副議長ですので、私のほうも緊張しておりますが一生懸命頑張っております。議長よろしくお願いたします。

最初に、泥谷市長3選おめでとうございました。これからはますます御活躍いただきますようよろしくお願いたします。

私は、今回3点の質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、県道宿毛宗呂下川口線の用地買収について。2点目が、ファミリーサポートセンターについて。3点目が多機能トイレについてであります。よろしくお願いたします。

それでは、1番目の県道宿毛宗呂下川口線の用地買収について、まちづくり対策課長、最後に市長にお聞きをさせていただきます。

1点目の現在までの取組と成果についてであります。

県道宿毛宗呂下川口線・宗呂中村線改良促進協議会、令和2年からは土佐清水市県道改良促進協議会で取り組んできた道路改良について、現在までの取組と成果につきまして、まちづくり対策課長にお聞きします。

○副議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席)

○まちづくり対策課長(中尾吉宏君) お答えいたします。

県道宿毛宗呂下川口線・宗呂中村線改良促進協議会が平成2年12月7日、県道足摺岬公園線改良促進協議会が昭和59年4月1日にそれぞれ組織され、この間積極的な要望活動などを行い、両協議会が関係する県道を中心に改良及び整備促進が図られ、一定の成果がありました。

そして、令和2年7月31日に両協議会を一本化して土佐清水市県道改良促進協議会の設立総会を開催し、正式に発足することになり、組織の構成としましては、市長が会長となり、市議会からは議長、道路行政を所管する産業厚生常任委員会委員長及び県道沿線の地元市議会議員で賛同する議員、各地区区長会から選出された区長、そして顧問として、県議会議員、高知県土木部道路課長、幡多土木事務所土佐清水事務所長、環境省中国四国地方環境事務所土佐清水自然保護官の皆様で構成されており、令和2年12月3日に高知県庁において高知県土木部長への要望活動を行っております。

県道宿毛宗呂下川口線につきましては、総延長20.4キロメートルのうち土佐清水市管内は12.1キロメートル、このうち2車線改良済みは10.6キロメートルとなっております。

以上でございます。

○副議長(作田喜秋君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) ありがとうございます。これまでの取組、大変御苦労さまでした。

この清水の管内12.1キロメートルのうち2車線は10.6キロメートルということで、ほとんどもう直ってきたわけですね。それで下川口の入り口の信号のある橋から始まって、それで坂井峠までだと思うんですけども、出合橋まではきれいな2車線になっていて、それからちょっと悪い道があつて、坂井峠のほうへ行くと手前もかなり2車線になって、最後宿毛との境がちょっと残っているというようなことで、よく通りますけどもそういったことだと思っておりますが、これから先、宿毛のほうが悪いですけど、清水のほうはもうあとちょっとになつちよつているということだと思っておりますので、ぜひ今後とも取組をお願いしたいと思っております。

次に、課題についてであります。

私も協議会に参加して高知県庁にも要望活動に行き、また協議会の総会にも参加してまいりました。課題については全国でも用地の所有者不明の土地が九州の面積ほどあるという話をよく聞きます。この宗呂共有山組合の管理する土地所有者が不明の土地が多くて買収ができないという説明も以前から聞いているところであります。

この件を含め、現状の課題についてお願いいたします。

○副議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

弘田議員におかれましては、令和元年11月21日に高知県庁において県道宿毛宗呂下川口線・宗呂中村線改良促進協議会の一員として高知県土木部長へ道路改良に係る要望を行っていただき、地域の声を届けていただいたところであります。

現状としては、高知県に確認いたしましたところ、坂井峠付近の道路が改良されていない箇所については用地買収が困難な状況であると伺っております。

以上でございます。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今の答弁ですと、坂井峠付近がなかなか用地買収が難しいという現状が残っているということをお聞きしました。

最後、問題解決についてであります。この問題解決についてどう取り組むか、まちづくり対策課長にお聞きするところです。

○副議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

公共事業において災害を防ぐために河川に堤防やダムを築いたり、道路を整備したりするなど豊かで魅力あふれる住みよい地域づくりの実現に向け公共事業は行われております。ただ、これらの公共事業を実施するためには土地が必要となります。

例えば、道路用地として買収後、所有権移転登記の手続を行うためには、登記名義人によって実印で押印された登記承諾書及び印鑑登録証明書が必須となり、また、相続が発生している案件については、登記名義人と同じように相続人全員から実印で押印された同様の書類を受領することが必須となっていることから、相続争いがある者、行方不明の者、登記に協力いただけない者などがいる場合、登記ができない可能性があります。

問題となっております土地におきましては、百数十人が共有名義人となって登記されている山林が複数あり、その名義人及び相続人などの関係者全員からの承諾が必要となっていると高知県からお聞きしておりますが、問題解決に向け、引き続き高知県と協力して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。結局これたくさんの方がおって、どこにおるか分からない。生きちようか死んじようか分からんとかですね、いろいろな問題があって、この今の制度であればなかなか解決はしづらいのではないかというふうに今思いました。

ですから、やっぱり今の現行の法規ではちょっと解決は難しいのかなというふうに感じているところです。

最後に市長に、市長は土佐清水市県道改良促進協議会の会長として取り組んできていただいておりますが、高知県の要望活動や、またこの問題の解決には現行の法規では解決できないので法律改正の要望活動もお願いしたいと思っているところでありますが、この件について市長にお伺いするところです。

○副議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 道路は日常生活、経済活動、社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、防災の観点からも重要であることから、これまで県道改良促進協議会をはじめ、幡多の市町村長とともに要望活動を行ってまいりました。

坂井峠の用地の問題であります。あと宿毛宗呂下川口線というのは出合橋から坂井峠まで1.5キロメートル、これが残っておりまして、先ほどまちづくり対策課長が申しましたように百数十名が共有の名義人となっております。登記をされている山林が複数存在するために用地買収ができないことになっているようであります。

現在の法律では対処するには困難な状況であると聞いておりますので、法律改正、これが解決には必要不可欠だと思っておりますので、今後におきましても、引き続き県をはじめ、関係機関と連携しながら法律改正について国のほうに訴えていきたいと考えております。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 市長ありがとうございます。本当に法律改正がなければ解決せんかと思えますし、あと出合橋から坂井峠の2車線のところまで、もうあと1.5キロメートルということですので、そちらのほうもぜひ要望活動等を行って、早期にまた2車線になることを願っておりますので、ぜひまちづくり対策課を中心に頑張ってくださいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。この件については終わります。

次に、2点目のファミリーサポートセンター、これは新規事業であります。この件について、この質問は全てこども未来課長にお聞きします。

1点目に、ファミリーサポートセンターとはということです。

今年度より新規事業としまして、この事業を委託して行うこととなっておりますが、ファミリーサポートセンターの事業はどのようなものかお聞きしたいと思います。

○副議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、児童福祉法第6条の3第14項に基づき、安心して子育てができる環境を地域全体で整えていくために、乳幼児や児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うものです。

ファミリーサポートセンターでは、会員登録をしていただいたお子さんを預けたいという「ファミリー会員」、お子さんを預かってもいいよという「サポート会員」、預けたいときもあるが、自分の時間が空いたときはほかのお子さんを預かれますよという「両方会員」からなる組織で、事務局のアドバイザーが連絡、調整等をし、「ファミリー会員」と「サポート会員」が事前打ち合わせをして双方が合意をすれば援助活動が始まります。

援助内容としましては、保育園などの送り迎えや冠婚葬祭で子供と一緒に連れていけない場合、また、子育てを離れてリフレッシュをしたいというときの預かりなど利用者の幅広いニーズに対して柔軟に対応できます。

対象となるお子さんは生後6か月から小学校6年生までで、利用料金については月曜日から土曜日までの午前7時から午後9時までは1時間700円、日曜日や祝日、午後9時以降の夜間の場合は1時間800円となります。料金の支払いに関しては「ファミリー会員」から「サポート会員」への直接支払いとなっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） よく分かりました。よいよええと思います。本当に困っている、ふだんおじいちゃん、おばあちゃんがおったらええけどね、急に病気になったりしたらね、御両親は休まないかんとかいうことになったり、そんなときにも助かると思ってますので、ぜひこれを普及して皆さんが利用していただくようになったら本当ええと思っています。

次に、2点目の高知県内の状況についてであります。高知県内や幡多管内でもう既に事業が始まっている市町村もあると聞いておりますが、この状況についてお聞きします。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、高知県内では高知市、南国市、香南市、香美市、安芸市、須崎市、四万十市、佐川町、仁淀川町、いの町、四万十町、大月町の12市町がファミリーサポートセンター事業を実施しております。

幡多郡内の状況につきましては、四万十市が令和元年7月に、大月町が令和3年1月にそれぞれファミリーサポートセンターを開設しており、四万十市では県下で初めての取組として病児や病後児を預かれる体制も整えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 高知県内の状況、幡多郡の状況も分かりました。ありがとうございます。

次に、開設に向けてというところですが、今は開設に向けて取り組んでいるところだと思っています。

事務所や事務局体制、協力していただける方、これサポート会員言いましたかね、などの募集や事業実施に向けての取組状況についてをお聞きしたいと思います。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

令和3年4月1日に特定非営利活動法人e n n e（エンネ）と、とさしみずしファミリーサポートセンター運營業務委託に関する協定を結び、ファミリーサポートセンターの開設に向けて準備を進めています。

浜町にあるシェアオフィス土佐清水3号室に事務所を置き、事務局はセンター長1名、アドバイザー2名の3名体制で運営しており、小学校や保育所、幼稚園などへ事業の説明をしたり、市の広報に掲載をするなど会員の確保に向けて取り組んでいます。

会員のうちお子さんを預かる「サポート会員」の方にはセンターが指定する講習を受講していただかないと会員登録ができないため、7月の4日と11日に基礎講習会を計画しており、現在、数名の方の申し込みがあると聞いております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 準備体制も分かりましたけど、シェアオフィスやら浜町の旧清水保育園、あそこの3つあるうちの1つの事務所ということですよ。あそこで事務員さんもおって準備しているということですね。それと今講習を受けるためにですね、それを受けんと預かることできんということですので、そういう取組をしているということで準備をしてくれているということだと思います。

最後に、せっかくのいい事業ですので、この事業を土佐清水市においてはどのように運営を行っていくのかお伺いするところであります。

○副議長(作田喜秋君) こども未来課長。

(こども未来課長 中津恵子君自席)

○こども未来課長(中津恵子君) お答えいたします。

広報などを通じて市民の方々に周知していくとともに、ファミリー会員、サポート会員の確保に向け講習会の在り方等検討しながら、事務局と連携して取り組んでまいりたいと思います。

また、引き続き子育てに関する研修会や会員同士の交流会も実施し、互いに信頼し助け合える関係を広め、子育てしやすい環境を地域全体で整えて行くことによって、「安心して子育てができるまち土佐清水市」を目指していきたいと考えております。

以上です。

○副議長(作田喜秋君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 分かりました。ええと思います。

今聞きよったら、いろんなところにサポート会員はおったらええなと思ったがですね。ほんで各地域に子供さんがおりますのでね、市街地だけでも、例えば三崎から市街地に預けに行くのも大変なことなので、下川口にもおって、三崎にもおって、下ノ加江も足摺もおるね。それでやっぱりふだんから知っている方に安心して安全に預けてもらいたいな、そういった遠慮のないがね、そういったことが一番望ましいと思うので、今聞いて思ったことはサポート会員をうんと増やして、いっぱいどこでも対応できる、そして安心して預けられる。そういった事業が望ましいと思いましたので、ぜひ、今始まったばかりですのでね、またそういった会員も募集しながら、本当に今課長が言うたみたいに地域で安心して預けていただける、そういった活動ができたというふうに思ってますので、ぜひよろしく願いしたいと思っています。

以上で、ファミリーサポートセンターについては終わります。

最後に、多機能トイレについて副市長にお伺いいたします。

車椅子の生活の方が外出の際に一番のネック、悩みがトイレの問題です。利用者の立場から

の意見として、施設内、エリア内に多機能トイレがない。市役所にもありません。

2点目として、トイレに入るまでの動線や段差や障害物があって行きにくい。

3点目として、施設の管理としまして、電気がつかないときや室内全体が暗い、センサーつきの照明がすぐ切れる。多分、これ入ってもすぐタイマーがあつてすぐに切れたりとか、これは設定の問題だと思っていますが、それから荷物置きがなかったり、手すりがないとかの不具合が多いとかですね、以上のことなどが挙げられているところでありまして、本当に利用者の方は利用しづらいところがあるのではないかというふうに思っているところでもあります。

まず、1点目の市の多機能トイレは何個ありますかということで、僕ぱつと考えたときにそんなにないのかなとは思ったんですけども、市の多機能トイレは何か所あるか、まず設置場所について副市長にお伺いします。

○副議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

市が管理する車椅子利用の方などが利用できる多機能トイレの設置数は、観光施設、公園、学校、保育所、福祉施設など、令和元年度の財産調書による数で言いますと全部で39か所ございます。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。僕は全然ないと思ってまして、ぱつと考えただけで文化会館とか公民館とか体育館とか、浦尻の運動公園とか鹿島公園とか爪白ぐらいしかないと思って、5つか6つしかないと思ってました。あるがですね。いうことで、何か最初に言うた少ないというのは、そうでもないのかなと。結構、39もあつたら多いほうではないかと思つてますし、このトイレについてはやっぱり不特定多数の人が出入りするところで、そういう施設につけてね、皆さんが利用するというようなことではないかというふうに思っているところです。

次に、多機能トイレの設置基準についてお伺いしたいと思います。

建築法の法令や高知県の「すみよいまちづくり条例」などで、設置の義務などはあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

まず、設置基準の法整備の経緯について御説明いたします。

1994年——平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」、いわゆるハートビル法が整備され、不特定多数の者が利用する建築物、特定建築物に対するバリアフリーの基礎的基準と誘導的基準が定められました。

また、2000年——平成12年には「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法が整備され、駅、鉄道車両、バス等の公共交通機関と駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化について義務的基準が設けられました。

2006年——平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法が整備され、現在に至っております。

2002年——平成14年のハートビル法の改正により、2,000平米以上の特別特定建築物、市の庁舎等が入りますけれども、の新築、増築、大規模な用途変更を行った場合は多機能トイレの設置義務が課せられることになりましたが、市庁舎は法改正以前の建物でございますので設置義務は課せられていません。

しかし、バリアフリー法第6条において、施設設置管理者等の責務として、「移動等を円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されております。また、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」第15条第2項においても、「公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない」と規定されており、多機能トイレの設置に関して法や県条例において努力義務が課せられているところでございます。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。詳しい説明ありがとうございました。

結局、2,000平米以上になって特定建物、役所も含むということですので、公共の先ほども言いましたけど不特定多数の人らが入り出すところは特に厳しいのかなと思っていますので、また今後もそういったことで、また建てることがあれば、ぜひそれも考慮しながら設置してもらいたいと思っていますところです。

最後に、今後についてであります。

利用者の意見を聴いて取り入れて、改善や整備計画などを行ってもらいたいと思っておりますが、この件について副市長にお伺いします。

○副議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

既存施設の改善に関しましては、市庁舎玄関前に設置してある車椅子対応の公衆用トイレは、令和3年1月に従来の夜間時のみ点灯するタイマー式照明から人感センサー式LED照明に交換し、昼間時間帯における光量不足の御指摘に対応して改修いたしました。

また、市庁舎内に多機能トイレが設置されていないことで障害者等に不便をおかけしていますので、1階税務課の東隣にあるトイレを多機能トイレに改修すべく、本年度の当初予算に設計業務委託費、工事請負費を予算化しております。

改修予定につきましては設計を秋頃までに終え、改修工事を年度内に行いたいというふうに思っております。

多機能トイレ設置に当たっては車椅子を利用される方にも御意見を賜って、バリアフリーに関する最新の知見を可能な限り反映した、利用される方が真に利用しやすいと実感いただける施設としていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） それ1階の税務課の東側にできるということで、ええ知らせ、質問してよかったです。庁内にもなかったのが、今年度に整備するということで大変うれしく思っておりますし、今、副市長が言うたみたいに利用者の意見も聴いて利用しやすいような形でやってもらいたいと思っております。

また今、聞いて思ったのは、その税務課のトイレから出て、ドアがあってトイレに行くわけなんですけど、そのドアをいわば車椅子で行って、そのときなかなかそれが障害になるということですのでね。ですから、そのドアもこの際に撤去していただいて、これが本当のバリアフリーで障害をどけるという意味にもなるのではないかと思っています。

今、副市長の答弁聞きながら、昔、副市長と私が浦尻の清水中学校、古いほうの学校へ行っただけです、車椅子の体験をしたりですね。バリアフリーとはといったことで、2人が中学校3年生に説明をしながらやったことを思い出しておりましたけれども、ぜひそういったことで進めてもらいたいと思っております。

最後に、なかなかメンテナンス、管理も難しく、市役所のトイレをLEDにも変えて、タイマーも変えてみたいということがあったんですが、全体で言うと、所管、管理する課も違ってきますけども、やっぱり球も切れない、省エネも含めてLED化に変えてですね、例えばタイマ

一の設定が短かったりですね、そういった手すりの損傷とかいろいろと利用者が利用しやすいようなことを配慮して、やっぱりメンテナンスもしながら利用者が利用しやすい、そういう施設にぜひしてもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時42分 再 開

○副議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さんこんにちは。山崎誠一です。

それでは、通告によりまして質問を始めさせていただきます。

発言事項は、財政について、GIGAスクール構想について、道の駅「めじかの里土佐清水」の拡張工事について、県道足摺岬公園線の東回りについての4件です。

まずは、財政についての実質単年度収支についてから始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

この時期になりますと、決算の数字が気になるところでございます。そのうちの普通会計の収支状況で、これまで話題になっている実質単年度収支であります。令和2年度末ではいかがでしょうか。

平成28年度から4年間は実質単年度収支が赤字、マイナスだったと分かっています。出納締めが5月末でありましたので、決算が整ってれば教えていただきたいと思います。企画財政課長にお聞きいたします。

○副議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

令和2年度の実質単年度収支は9,556万6,000円で、平成27年度以来5年ぶりの黒字となっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。過去4年間赤字でした。ついに黒字になったなというふうな気持ちでございます。決算資料はまだもらっていませんので細かい状況は分かりませんが、取りあえず財政的にはよい方向に向いたのではないかと考えております。ありがとうございます。

次に、財政調整基金の積立てと取崩しについてお聞きします。

単年度収支が赤字でも実質単年度収支は黒字になるときと、逆に単年度収支が黒字でも実質単年度収支は赤字になっている年度があるようです。これは収支状況表を見ると、財政調整基金の積立額と取崩額によって黒字か赤字かに分かれるようですが、財政調整基金の取崩しをすると実質単年度収支は必ず赤字になっています。

財政調整基金を取り崩すのは、そもそも歳入不足だから取り崩すのだろうが、財政的に歳入の財源にするお金が必要だから、特に大型事業等に財源が必要だからと思っておりますが、平成27年度では積立てはしているが取崩しはゼロであり、単純に経常収支の中で賄えるなら取り崩す必要はないと思うのです。いかがでしょうか。

そこで改めてお聞きしますが、大型事業等の財源として財政調整基金を取り崩すのかを企画財政課長にお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

山崎議員がおっしゃるとおり、通常収支の中で財源を賄える場合は財政調整基金の取崩しの必要はありません。歳入が不足する場合に取崩しを行うことというふうになりますが、本市では大型のハード事業を実施する場合は、通常、国・県の補助金のほか、過疎債等の起債を財源として事業実施をしておりますので、当該年度はほぼ一般財源は不用でありますので、大型事業の実施によって財政調整基金の取崩しが必要になるというのではなくて、起債等が充当できない経費、例えば退職者数によって人件費が増額となったり、歳入において市税や普通交付税が減収となり財源不足が生じた場合などに取崩しを行うという状況が本市では多い状況となっております。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 詳しい説明ありがとうございます。要は財源不足を賄うということが分かりました。

コロナ禍の影響で市税収入が心配でありますし、交付税は国勢調査などから人口減少等による影響も心配です。財政を見るときの参考にします。分かりました。ありがとうございます。

続けてお聞きします。

実質単年度収支が黒字になるか赤字になるかの要因についてと、単年度収支が赤字でも財政調整基金に積立てをする必要があるのか。基準のようなものがあるのかお聞きいたします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

実質単年度収支が黒字か赤字に分かれる要因は様々ではありますけれども、基本的に財政調整基金の積立てと取崩しの状況によって数値が左右されることとなります。財政調整基金への積立額が多く、取崩しがない、あるいは取崩しが少なければプラスの要因、黒字の方向に。逆に積み立てる額が少なく、取り崩す額が多ければマイナス要因、赤字に転じるということとなります。

令和2年度決算では、財政調整基金に約5,700万円積み立てをした一方で、5年ぶりに取崩しはしない決算でありましたので、実質単年度収支というのは黒字となっております。

また、財政調整基金を積み立てる基準につきましては、地方財政法の規定により剰余金のうち2分の1以上を基金へ積み立てるということとなっておりますので、このルールに基づいて毎年積立てを実施しております。実質単年度収支がたとえ赤字でありましても積立てを行っているという状況であります。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 詳しい説明ありがとうございます。

要因は様々であり、積立てと取崩しによる状況で変わるということと、また、地方財政法のルールがあることが分かりました。ありがとうございます。

次に行きます。

そこで、平成29年度だけを取り上げると、取崩額が2億7,000万円でした。何か必要な事業があったのかということと、令和2年度末の財政調整基金の金額は幾らあるのか、この2点についてお聞きします。企画財政課長、よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

平成29年度は、前年度の平成28年度と比較をいたしまして、歳入で市税で約5,600万円、地方交付税で約4,800万円減収であったほか、前年度からの繰越金が約3,800万円減

額であったこと、それと、歳出では起債の元利償還金が約3,600万円増額であったことなどから、財源不足が生じたことによって財政調整基金の取崩しを行っております。

それと、令和2年度末の財政調整基金の残高につきましては9億3,419万6,776円となっております。前年度末の残高から約5,700万円の増というふうになっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。経過した年度の財政状況、資金繰り状況というのが分かりました。そして、令和2年度末では財政調整基金が増えたこともわかりました。そのことは、財政調整基金だけを見て残高が増えたとしても、当初予算では、ふるさと元気基金、再生可能エネルギー基金、防災対策加速化基金なども含めて、今年度事業に財源として活用している基金もあると思います。少しでも多くの基金があることに越したことはございませんが、これからも市民にとってどうしても必要な事業は出てくるわけで、そのときの財源として取崩しが必要になるときが来ると思います。一般家庭でも同じです。お金がどうしても必要なときは貯金を引いてくるわけで、基金全体の効果的な活用には十分配慮をよろしくお願いたしたいと思います。

また、令和2年度では財政調整基金を取り崩す必要がなかった理由も決算書ができてくれば詳しく分かるかなというふうに思います。それを少し待ちたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

市債権の残高についてお聞きします。借りた資金だったら返済する必要があると思います。統計とさしみずでは、平成29年度末で区分的には一般公共事業からその他まで19区分で160億円余りの残高になっていました。令和2年度末では幾らあるのか、企画財政課長にお伺いたします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

令和2年度末の市債残高は153億4,811万1,000円となっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。平成29年度から令和2年度末までは、約

7億円減少したことが分かりました。

それでは、平成25年度から29年度までを比べると、平成25年度の残高が140億円余り、平成29年度末では160億円となっており、この間では約20億円の増加になっています。借りた資金だから返済するわけで、この間、借りながら公債費で償還をしてきたと思っています。大型事業を行いながら返済してきたと思っていますが、この5年間で特に増えたのが一般単独事業債です。11億5,400万円でした。過疎対策事業債が約24億8,600万円の増加状況になっていました。

これらの事業債で行ってきた主な事業と緊急防災事業では、地震・津波対策事業で市民の命を守る政策で強力に取り組んできたと思うが、市債区分のどれに当たるのか企画財政課長に伺います。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

平成25年度から平成29年度には、地震・津波から市民の命を守るための大型事業を中心に実施しており、清水小学校改築、中央公民館新築、きらら清水保育園新築、給食センター建設事業などを実施しており、その財源として過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債を充当しております。

それと、緊急防災・減災事業債は一般単独事業債に含んでおりますので、その部分の残高が増加しているというふうになっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございました。

過去のことを確認させていただいたというような状況になりましたが、一般単独事業債では約11億5,400万円の増加となっており、やっぱりきらら清水保育園をはじめとする津波・地震から市民の命を守る大型の事業が重なったということが分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に行きます。

借りたお金を返していく必要があるわけですが、やっぱり民間では金利の安いお金を借りますが、市では交付税措置というのでしょうか、有利な補助なのか、先ほど出てきた緊急防災・減災事業債について伺いたいと思います。企画財政課長よろしくお願いします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%に対して交付税措置がありますので、実質的な負担は30%となります。

以上です。

○副議長(作田喜秋君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) 分かりました。今さら、この起債を使ってくださいとはおかしな話ですが、これまでもさんざん事業を行ってきたと思います。言えることは、これからも事業実施に当たっては、有利な、優良な起債を使っただけのように申し上げまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

次に、実質公債費比率についてお聞きします。

借りた資金は返すために、毎年一般会計歳出予算で公債費として返済しています。ちなみに令和元年度では16億7,200万円余りを返済しています。

市債の返済は全額とは言わないが、国から言うと地方債で、市債としてほぼ国へ返す仕組みになっているようですが、本市では実質公債費比率が平成29年度に18%を超え、18.9%になったことで起債許可団体となり、起債するときは県の許可が必要になりました。実質公債費比率は国が決めた、その自治体を使い道を決められるお金はこんなもんという金額のうち返済に使っている金額は何パーセントあるかということだと思っています。地方債を借りるのは、市が今重要、必要とする事業だからこそ国から許可された資金であり、返済にしても高知県の指導を受けながら確実に償還していくわけで安心できる資金だということだと思います。それでも民間企業と同じで、財政状況の悪い地方公共団体は信用力に問題があるのではないかということや、地方公共団体も民間企業のように破綻するのではないかという疑念が出てくるわけです。国の見解のようなものがあれば、それを伺いたいと思います。よろしく願いします。

○副議長(作田喜秋君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

起債の借入れに当たっては、後年度に発生する償還額についても考慮した公債費負担適正化計画を県に提出し、計画が認められた上で行っております。

また、起債の借入先は、山崎議員がおっしゃるとおり、財務省をはじめとした公的資金が主でありまして、安全性というのにも担保されております。

地方公共団体が起債の償還に支障をきたさないよう、事前に一定の制限をかけるというのが実質公債費比率を算定する意図となっておりまして、本市は実質公債費比率が18%を超え、起債許可団体であり、早期の財政健全化に努める必要がありますが、起債許可団体となったから即信用力がなくなる、財政破綻をするというものではないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。国が出している見解に私があればこれ言う必要もないと思います。ありがとうございました。

次に移ります。

新過疎法の支援目的の変更について伺います。

過疎債については、市債残高のところで触れましたが、土佐清水市は四国の最南端に位置し、東京に行くにも国内で一、二を争うくらい地方だということで過疎法の対象自治体になっているわけではないと思いますが、過疎地域指定の要件について簡単に伺いたいと思います。企画財政課長よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

○4番（山崎誠一君） 議長、すみません。もう少し質問させてください。

○副議長（作田喜秋君） どうぞ。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） また、これまでの過疎支援の目的が自立促進でしたが、過疎対策事業債の補助率とその仕組みについても併せて企画財政課長よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

過疎法の地域指定につきましては、東京などの首都圏からの距離ではなくて、人口の減少率と財政力の2つの要件があり、いずれも基準に当てはまれば地域指定されるということとなっております。

現在、全国1,718市町村のうち820の市町村が、また高知県内では34市町村のうち28市町村が地域指定されております。

それと、過疎対策事業債につきましては、先ほどの緊急防災・減災事業債と同様、元利償還

金の70%が交付税措置される仕組みとなっておりまして、こちらの実質的な負担というのは30%というふうになっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。すみません、ちょっと順番がおかしくなりました。ありがとうございます。

全国的にこれだけ地方から人口が減っている現状では、ますます過疎が進むと思うのです。豊かに小さくなっていくしかないのかなと自分自身思っています。

先ほどの答弁から、全国で47.4%、高知県では82%が過疎法対象のようであります。やけを言うようですが、これだけ過疎が進んだ地方団体があるのなら、交付税措置を70%から80%まで増やしてくれないものかなとつくづく思います。余計なことを言いますが、次の質問に移ります。

過疎地域持続的発展支援特別措置法（新過疎法）、これが令和3年3月26日に成立しました。過疎支援の目的が自立促進から持続的発展に変更されました。新過疎法の目的をお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法におきましては、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成などによって地域の自立促進を図ることを目的としており、今回の新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）における目的につきましても、これまでの自立に向けた取組を持続し、発展させていくこととしているため、法の名称は変更となったものの、目的や内容、推進する取組などについてはほぼ変更はありません。

これまで過疎対策事業債の対象となっていたハード事業はもとより、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業につきましても、これまでと同様、過疎対策事業債の対象となっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございました。

発展といいますと、何かしら新しくなったようで我々は自立したのかなというふうに思いました。だから発展の手伝いをしますということの事業かなというふうに思いました。とにかく過疎債が適用になるよということで納得でございます。

続けて伺います。

これからも過疎対策事業で行っていく事業はあるのか伺いたします。よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、本市が予定している大型事業につきましては、今年度、令和3年度で終了する予定ですが、大型事業以外でも道路改良等、通年的に実施している事業にも過疎対策事業債を活用しておりますので、今後につきましても、この70%の交付税措置がある優良債、これを効果的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

次に行きます。

新過疎法の支援の重点分野について、3つぐらい挙がっているようです。

まず1番目が、移住促進や企業移転による雇用創出。2つ目が、テレワークや遠隔医療・遠隔教育などデジタル化推進。3番目が、交通手段や買い物、子育て環境確保などといったものです。これまでも移住促進もデマンド交通、子育て環境確保なども行ってきました。

そういった中で、スクールバスと町なかを走るバスを合わせたような交通手段にしてはと思いますが、いかがでしょうか。スクールバスと路線バスが併走する非効率を解消するためや買い物環境を確保するという意味でも、町なかを巡回するようにバスを走らせるには新過疎法は使えないかと思っております。

それは、土佐清水市地域公共交通網形成計画、これ平成31年3月にできたわけですが、その中にスクールバス（小・中学生）の運行に年間約6,000万円を計上している。利用する児童・生徒数は110人程度、単純計算で1人当たり55万円程度の経費が必要と現状の説明があったのです。

改めて伺います。交通手段の維持確保に過疎債は使えないかなどお聞きしたいと思います。

○副議長（作田喜秋君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

スクールバスを含め公共交通関連事業に係る経費につきましては、これまでも同様、新過疎法においても過疎対策事業債の対象となります。

しかしながら、現在本市におきましてはスクールバスに係る経費は普通交付税、そして公共交通関連経費については特別交付税で措置していただいております、過疎対策事業債との二重計上というのはできませんので、現在これらの経費については過疎対策事業債は活用できないというような状況となっております。

以上です。

○副議長(作田喜秋君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。分かりました。

出ていくお金ばかり気になっておりました。歳入もあるということが分かりました。心が落ち着きました。財源確保につきまして、あれこれと手を尽くしていることが分かったようで、財政に負担がかからない財源確保をお願いするしかないわけでございます。よろしく願いいたします。

次に行きます。

経常収支の中で事業費が賄えるなら、財政調整基金を取り崩す必要はないと思うのです。自主財源である市民税の伸び悩みや人口減少などで地方交付税もとといった大きな一般財源が減少傾向にある中で、経常収支を増やすには難題が待ち受けていると思います。実質単年度収支や実質公債費比率の改善に向けてどうしていくのか、副市長にお伺いいたします。

○副議長(作田喜秋君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) お答えします。

実質単年度収支につきましては、先ほど企画財政課長が答弁したとおり、財政調整基金の積立て、取崩しの状況によって数値が左右され、令和2年度は5年ぶりに財政調整基金の取崩しをしない決算となりましたので、実質単年度収支も同様、5年ぶりに黒字となっております。

今後におきましても、既存の事業の費用対効果の検証をしっかりと行った上で、スクラップアンドビルドの徹底を図り、歳出抑制に努めるとともに、ふるさと納税の増収に向けた取組を推進することなどにより歳入の確保に努め、財政調整基金の取崩しをしない財政運営を行い、実質単年度収支の改善を図ってまいります。

また、実質公債費比率につきましては、国・県の指導及び助言をいただきながら毎年作成し

ている公債費負担適正化計画に基づき、起債の借入額や償還額を注視しながら、場合によっては繰上償還なども行うことにより、現在の適正化計画から後退することなく、令和9年度の決算までに18%を切るよう取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 副市長ありがとうございます。

あえて副市長にもお聞きしました。副市長、昔は助役さんというふうにお呼びしていたと思います。やっぱり市長にはお金を使っていただいて事業をどんどんどんどんやっていただいて、市をいろいろ活性化していただきたいと、そういうふうに思いますし、副市長には財布のひもを締めていただいて市内の中を改善していく。そういうふうな役目を期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。実質単年度収支や実質公債費比率の改善に向けての詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そして、令和元年度版の長期財政見通しでは、財源不足への対応策として市税等の債権の徴収率向上から特定目的基金の活用まで対策が5項目挙げられております。適正化計画が令和9年度まで続くわけで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。財政についての質問はこれで終わりたいと思います。

次は、こども未来課についてお聞きします。よろしくお願ひいたします。

次は、GIGAスクール構想についてお聞きします。

まず、GIGAスクール構想の中のスクールサポーター業務委託についてお聞きします。こども未来課長よろしくお願ひします。

タブレットの小・中学生全員への配備配置はもう少し先の年度計画になっていましたが、昨年度末に台数的に整ったが、その背景、繰り上げての整備した経過についてお伺ひいたします。こども未来課長、よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

国の掲げるGIGAスクール構想の当初の計画は、令和5年度までに1人1台タブレットを整備するもので、まずは令和2年度に小学5・6年生、中学1年生分のタブレットを整備するため本市も予算を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、災害や感染症の発生等により学校の臨時休業に備え、GIGAスクール構想の加速による学びの保障として、国が令和2年度に補正予算においてタブレットの整備の対象を小・中学校全児童・生

徒に広げ、増額いたしました。

このことを受け、本市も子供たちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、全児童・生徒にタブレットを前倒して整備したものです。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。経過から委託事業が今なぜ必要かということが分かりました。

それでは、もう一つ関連してお聞きします。

GIGAスクールサポーター業務委託事業では、教職員のタブレット使用の習熟を行うとありますが、それはどのようなことをするのか。また、いつ頃までを予定しているのかお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

タブレットには授業に活用できる様々なアプリがあり、高知県下の学校はこのアプリを活用することとなりますが、現在、教職員のタブレット使用の習熟度には差がありますので、スクールサポーターにより教職員へのアプリや県が作成しているタブレット用教材の使い方の指導・研修を行い、今年度中に市内の教職員の習熟度が均一になることを目標としております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

先生方にはですね、昨年、私たち総務委員会としていろんな現場のお話も聞きました。

そういった中で先生方には昨年度中はコロナのために教室の消毒や生徒の体温測定、教室での換気、当時はソーシャルディスタンスと言いましたが、今はフィジカルディスタンス、3密を避けるなど大変でした。御苦労さまでした。

タブレットの習熟が令和5年度までの計画が今年度へと早くなり、コロナの影響がいろいろと続いていると。教育現場が大変だというふうに思っております。よろしくお願いたします。

次に、タブレット端末を活用した授業についてお聞きします。

先ほど、先生方の習熟についてはお聞きしましたが、児童・生徒が授業としてタブレットを活用した授業はいつ頃から行うのか。そして、タブレットを活用した授業はどのようなことを

行うのか、こども未来課長にお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

タブレットを活用した授業は、これから始める学校もあれば、既に動画視聴、調べもの学習、図形作画、英語検索等を行っている学校もあります。

今後は、県が作成しているタブレット用教材、学習支援プラットフォームまなびばこを活用し、各教科の単元テスト及び自動採点、毎日の心と体の体調管理、タイピング練習などを行う予定となっております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりました。私からあれこれ言う必要もないと思います。どうかよろしくお願いします。

もう一つ聞きます。

先ほども答弁の中にありました、県が作成しているタブレット教材、学習支援プラットフォームまなびばこはどのような教材か、1つぐらいで結構です。簡単な例を挙げていただけませんか。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

学習支援プラットフォームまなびばこはポータルサイトであり、その中にタブレットで使用できるアプリを用いた各学年ごとの採点つきの単元テストや体調管理アンケート、学習支援動画などがあり、県はこれからも随時教材の追加更新をしていくとのことです。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

後から子供さんの記事があったので、ちょっと後から挙げさせていただきます。続けて行きます。分かりました。ありがとうございました。

デジタル教科書の導入について、課題等についてお聞きします。

タブレットを小・中学生全員が1人1台行き渡るようにするために、なぜ必要かという背景

の理由の1つに、日本の生徒の学校でのパソコン使用率が低く、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中で最低であるという理由がありました。

それは、社会のデジタル化やグローバル化が進み、社会は急速に変化している未来の社会の変化を見据え、子供たちがこれから生きていくため、なじんでいくため、生活していくために必要な資質や能力をつけてもらうために高度な情報通信技術を使った教育、略してICT教育が必要となっているということだというふうにはうたっています。

そこで、デジタル教科書を導入するに当たってのGIGAスクール構想とはどのような構想なのか。また、タブレット端末を利用したデジタル教科書のメリットとデメリットについて伺います。

○副議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

デジタル教科書の導入については現在文科省でも協議されているところですが、GIGAスクール構想においては、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目的としております。

タブレットを用いてデジタル教科書を導入する場合のメリットとしては、拡大表示の容易さ、動画等の再生、個人の考えの共有化、採点の容易さなどが挙げられ、デメリットとしては健康面への影響、通信不具合が起こった場合のタブレットが使用できなくなることなどが想定されております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

今年度の当初予算の中に、教育センターの所管ですが社会科副読本作成業務が盛り込まれています。その事業の概要や必要とする背景にはオンライン学習や個人端末でも活用できる副読本の電子データを共有することやGIGAスクール構想を推進する観点から学習環境の整備に努める必要があると説明されております。

ぜひ、所管は違いますが、みんなが一緒になって教育環境の整備向上に取り組んでいきたいと思っておりますので、副読本のタブレットの使用については今後の検討をお願いいたします。

最後に、高知新聞6月18日の金曜日の「読もっか」という記事の中に、これも南国市の小学4年生の方2名なんですが、ちょっと長いですが読ませていただきます。

「タブレットを使って字を速く打つぞ、パワポづくりが上達」という記事が載っていました。この記事には、「ぼくは学校ではじめてクロームブック」、これ多分アプリか何かやと思うんですけど、「をさわりました。すごくおもしろかったです。最初はあまりうまく字がうてなかったけど、ローマ字が日本語になるようにしたら、すごくうちやすくなりました。でも、長い言葉はあまりはやくうてなかったの、朝早く学校に来て、すぐにログインして、練習しています。字をはやくうてるようになって、まちがっていないか、チェックもはやくしたいです」と書いています。

それからもう一つ、2人目ですが、「今日、総合的な学習をしました。Chromebookを使って、」、先ほど出てきました。ここはもう1人の小学生はローマ字で書いていますが、「パワーポイントをつくっています。まず、なにをつくるか決めて、題名を考えました。次に写真を選びました。どんどん上達していきました。いくつかアニメーションも入れました。先生に見せると「すごいやんか」と言ってくれました。うれしかったです」。

2件とも小学4年生の授業でした。GIGAスクール、タブレットを使った授業の風景が見えたように思います。これからもGIGAスクール構想については、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これでこども未来課長についての質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、農林水産課長にお伺いいたします。

道の駅の「めじかの里土佐清水」の拡張工事についてお伺いいたします。

まずは、地場産品販売と食事の提供についてお聞きします。

道の駅「めじかの里土佐清水」として国道321号線にオープンして20年余りを経過しています。地場産品販売施設としての建物の老朽化も進み、利便性にも問題があるなど来客数が少ない状況のようで、これを新しくする計画とのことであります。

現在、地場産品販売施設に登録している業者数は、どのくらいの方が登録しているのか。また、主な地場産品としてはどのようなものがあるのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

今年5月末の直販部の登録者数は196件、このうち地場産品を扱う方は165件でして、昨年度は116件の方に出店していただいたとお聞きしております。

また、主な地場産品は周辺住民からキュウリやトマトなどの園芸野菜やブロッコリーやタマネギなどの露地野菜、コナツやブント等々の果樹、鮮魚や干物を出品していただいたほかに、宗田節の加工品や、この施設の指定管理者である第三セクター土佐清水食品の商品なども取り扱っております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

農林水産業は高齢化が進んでおります。作る人が減る、それに伴って品物も減っていくのではないかと心配しています。出品される件数を増やし、よい手だてを提案、助成されるようよろしくお願いいたします。

続けてお聞きします。

食堂部分の改修を必要とする背景には、レスト竜串がなくなって食事をするところがますます減りましたとのこと。現状の食堂部分の運営はどこが行っているのか、メニューはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

食堂も指定管理者が運営しており、宗田節を使用したうどんやラーメン、丼物などの軽食を中心に提供しております。

SOTTOUMIがオープンして初となる今年のゴールデンウィークには、土佐の清水サバの漬け丼が大変好評だったとお聞きしています。

本課としましては、活魚の清水サバを提供できればと思うところではありますが、少しでも清水サバのPRができたのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

指定管理者を通じて、これからも地場産品や関連商品の取扱いが増えるよう、新しくなる施設の機能を生かして行ってほしいと思います。

次は、新地場産品販売施設の実施設計についてお伺いいたします。

新土佐清水市地場産品販売施設の実施設計を令和3年度に行う計画ですが、現段階での計画

している規模はどのくらいを想定していますか、お伺いたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

地場産品販売施設のリニューアルは、竜串再開発が進むなか、本市に訪れる観光客が増える一方で、レスト竜串が閉館してしまい食を求める声が少なくないことから、この機に少しでもたくさんの方に本市の自慢の食を提供できればとの思いから計画したものでございます。

規模は、地域食材供給拠点施設、これは皆様には黒潮市場、おさかなセンターと言った方がなじみがあるかと思いますが、これや黒潮町の道の駅「なぶら土佐佐賀」と同程度を想定しております。今後、基本設計や実施設計する中で決定していくことになります。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

新しい施設となって、物珍しさとなって地元のお客様や観光客が少しずつ増え、品物が売れ出し出品が増える。そういった相乗効果になることを期待しております。どうかよろしく願いいたします。

次に、地場産品販売施設の売上目標はどれくらいを想定しているのかをお伺いたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この施設をリニューアルするに当たっては、地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略に大きく関わってくることから戦略の指標に位置づけております。

この指標では施設の利用者数を令和元年度の基準値6万8,000人から令和6年度には8万人で1万2,000人の増に、また、売上額は令和元年度の基準値4,300万円から令和6年度には8,200万円、3,900万円の増を目指していますが、竜串再開発により、これ以上の経済効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。利用者数、売上目標分かりました。

そして、総合戦略ではレスト竜串は閉館したものの、爪白キャンプ場のリニューアルオープン

ンや竜串ビジターセンターや新しくなった水族館SATOUMIもオープンしました。

今後は竜串エリア再開発を進めていくわけで、そのうちの道の駅の施設整備は海のギャラリー、そしてレスト竜串跡地の用地の活用や西側の再整備などと併せて観光客の増加につながる重要な戦略としての施設として考えていることが分かりましたので、これからもよろしく願います。

次に、予算審議における事業説明書を見ますと、最終的に令和4年度に食堂部分を取り壊す計画になっていますが、食堂部分の有効利用はできないものかお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

既存施設の食堂部分は取り壊さずに従業員の事務所や控室に活用できないか本課でも検討しておりますが、現在、柔軟かつ高度な発想力や豊富な経験を有する設計者からプロポーザル方式により提案を受けることになっておりますので、よりよい提案があれば取り壊しか有効利用か、併せて検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

プロポーザル方式で道の駅に立ち寄る方が増える企画、提案がなされるよう期待しております。

次に行きます。

隣接するトイレ施設の改修及び池の役割等についてお聞きします。

隣接するトイレが老朽化している。この際、併せて改修する予定はないのか。また、性の多様性もあり、トイレの使用形態が問題視されるようになってきているが、そのことも含めて改善する計画はないのか、農林水産課長にお伺いします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農場産品販売施設に隣接するトイレは、平成8年度に高知県が整備したものでございます。

このトイレには多機能トイレ2か所、女子用男子用に合わせて和式便器が6基、洋式便器が3基設置されておりますが、高知県では今年度中に全て洋式便器に改修する計画があると聞いております。

また、このトイレは高知県から本市が清掃管理を受託しておりまして、設置後25年が経過しますので、老朽化はあろうかと思いますが、気持ちよく安心安全に使用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

高知県の事業ということが分かりました。設置後25年を経過し、道の駅「めじかの里」が登録されたのが1999年と聞いております。早くも四半世紀を経過したわけで、販売所もトイレも老朽化し、見慣れた風景になってきたのではないかと納得しています。

今回は、特にトイレの種類では性の多様性に対処することも可能な多目的トイレもあるとのこと、整備されることで少し大げさかもしれませんが、人権に配慮した施設であることが改めて分かりました。LGBTの方にとっては安心してトイレが使えるなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

次に、国道沿いある池の用途、位置づけ、またどのような役目をしているのかをお聞きします。農林水産課長よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

敷地内の池は開発行為において非常に重要な施設でありまして、豪雨などの局地的な出水により下流域の国道や河川等に被害を出さないように一時的にためる役割があり、景観でなく防災的な観点から設置されたものであります。

なお、ここにためられた水は下流域の農業用の水路や河川に流すため、年に3回水質検査を実施して安全を確認して流しております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 池の役目、管理、分かりました。これからもしっかりと行ってください。

それと、少し話が違いますが、道の駅を見たとき、特に池の周りの景観が気になっていますので、景観をよくするために大きな石を置くとか間伐材を使った柵をする、季節の花をいっぱい植える。また、水質には問題がないとのことですが、少し水を循環する意味で水車のような

ものを回すとかしてはと思います。とにかく池の環境整備については、今後検討をよろしくお願いいたします。

次に、道の駅の果たす役割についてお聞きします。

最後に、地場産品販売施設としての道の駅は農林水産課の所管なのですが、土佐清水市を訪れた観光客に食事をするとところが少ないと従来言われております。レスト竜串もなくなり、特に地場産品などを使った食事を提供するためには、観光振興との連携としての道の駅の果たす役割はどのように考えているのかお聞きいたします。

○副議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

道の駅は24時間無料で利用できる駐車場・トイレの休憩機能、道路情報や地域の観光情報などを提供する情報発信機能、地域振興施設や観光レクリエーション施設などの地域連携機能を備えていることが要件になります。

計画する地場産品販売施設では、地域の観光情報や地元食材の提供、地場産品の販売やPRなどの充実を図るとともに、竜串再開発で盛り上がっているこの機に、地域観光と地元産業の振興をさらに強化し、地域の情報発信の旗振り役となり、本市経済の活性化に寄与したいと考えております。

以上です。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 時間も少なくなってきました。

県下には24か所の道の駅があるそうです。各地とも特色を出した販売戦略のようでありまして、めじかの里土佐清水でも、農産物、魚、水産加工品などを中心に地場産品の販売増加につなげる施設整備であるということが分かりました。

また、観光振興等との連携でも食事を提供することや立ち寄った道の駅として土佐清水市に興味を持ってもらうことで、再度の観光客誘致につながればと思います。

ぜひ、今以上に話題になるような施設ができること、よい事業提案がされることを願っています。

もう一方、地方創生、土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、しっかりとよろしくお願いいたします。

以上で農林水産課への質問を終わります。ありがとうございました。

次に、まちづくり対策課長にお聞きします。

まず、県道足摺岬公園線東回りルートについてです。ちょっと質問が長くなるので省略させて読ませていただきます。

まず、県道の改良及び整備促進の要望、県道足摺公園線の今年度の津呂工区の進捗状況についてお聞きします。よろしくお願ひします。

○副議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

土佐清水市には県道が9路線あり、このうち県道足摺岬公園線及び県道宿毛宗呂下川口線・宗呂中村線につきましては、道路の早期改良を促進することを目的として、改良促進協議会を組織して高知県への要望活動を行っております。

これまでは2つの協議会での限定した路線だけの要望活動になっておりましたので、令和2年7月31日に両協議会を一本化して土佐清水市県道改良促進協議会の設立総会を開催し正式に発足することになり、令和2年12月3日に高知県土木部長に協議会の会長である市長、副会長である市議会議員、顧問である県議会議員、事務局のまちづくり対策課長、課長補佐の5名で県道5路線の改良及び整備の促進について要望を行っております。

事業主体であります高知県幡多土木事務所土佐清水事務所によると、津呂工区の全体延長は2,080メートル、全体事業費は33億4,000万円、事業期間は平成26年から令和一桁後半を予定しているとのことであります。

令和3年度の工事内容については、橋脚2基、舗装を270メートル施工する予定であり、事業費は2億2,000万円を予定しているとのことであります。

以上でございます。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。時間もないのですぐ行きます。

改良促進協議会として要望活動をこれまで行ってきたことは、先ほど弘田議員の質問に対する回答でも分かりました。私に対する回答でもありました。ありがとうございます。

今は令和3年でございます。令和の一桁後半を予定とすれば、最長でまだ6年かかるわけで、なかなか進まないというのが実感でございます。県道などで促進するよう要望するしかないと思っております。また、順調に進んでくれることを願っております。

次に、単純に簡単に聞きます。

道路の改良が進むということは、人、車にとって通りやすくなるわけで、県道足摺岬公園線の東回りルートの改良が進んだときの東回りルートの改良促進後の利便性について、まちづく

り対策課長にお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

県道足摺岬公園線は土佐清水市の基幹産業である水産業と観光業を担う重要な路線です。県道足摺岬公園線西回りルートは、松尾から大浜間は、大型バスなどの通行が困難な状況でしたが、平成28年3月27日に松尾・大浜バイパスが開通し、産業基盤や防災機能の向上はもとより、観光交流の促進など地域の活性化が図られました。

一方、東回りの津呂工区では、通学路交通安全プログラムに基づいて通学路の安全対策を目的とした、防災・安全交付金事業により施行しております。窪津地区から大谷地区までの人家の連担する区間において幅員の確保及び道路の線形が改良がされることで、地域住民及び道路利用者の安全性の向上が期待できると考えております。

以上でございます。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） もう最後でございます。1件だけ。

地元負担金は必要ないのかお聞きいたします。また、県道だが市の負担についても併せてお伺いいたします。

○副議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

高知県が実施する道路事業のうち県単独事業については、土佐清水市の負担割合は、「せいかつのみち整備事業」で事業費の100分の15、「地方特定道路整備事業」は事業費の100分の8となっておりますが、地元負担金はございません。

津呂工区につきましては国庫補助事業であります防災・安全交付金事業を活用して整備しておりますので、土佐清水市の負担も地元負担もありません。

以上でございます。

○副議長（作田喜秋君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 時間も過ぎたようですので、これ以上ありませんので、どうもありがとうございました。

○副議長（作田喜秋君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。お疲れさまで

した。

午前 11時44分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） 議会会派みらいの谷口佳保でございます。

ただいま議長にお許しをいただきましたので、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、スクールバスの運用についてと事業承継、以上の2点について質問させていただきます。

まず初めに、スクールバスの運営についてお伺いいたします。スクールバスと一言言っても、今回は中学生の利用するスクールバスについて質問させていただきたいと思っております。

本市は2013年、平成25年4月に市内の下ノ加江、足摺岬、三崎、下川口、清水の5校が統合し、今現在の土佐清水市立清水中学校になっておりますが、まず、今現在の生徒数についてこども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

令和3年6月1日現在の生徒数は229名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

平成25年の統合と同時に運用を開始されましたスクールバスについてお伺いしたいと思います。

スクールバスに乗車できる生徒の条件について、こども未来課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

平成25年4月1日に下ノ加江・足摺岬・三崎・下川口・清水の5校が統合し、土佐清水市

内の中学校が現在の清水中学校1校となるときに、下ノ加江・足摺岬・三崎・下川口中学校の校区内の区長・PTA会長と市教育委員会において、統合により清水中学校へ通学する生徒に対しては、教育委員会の責任の下に車両での送迎をすることとし、送迎に係る経費についても市の負担とするとの内容の覚書を交わし、その覚書にのっとり、休校となった中学校区からはスクールバスを運行し、スクールバス乗車の条件としております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） では、基本的には学校区内というか、もともとの清水中学校の学校区外の生徒たちがスクールバスを利用できるということですね。ありがとうございます。

地区別で現在何名の生徒がスクールバスを利用しているか、利用状況についてこども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

旧下ノ加江中学校区から15名、旧足摺岬中学校区から12名、旧三崎中学校区から23名、旧下川口中学校区から13名、合計63名がスクールバスを利用しております。

そのほかに、旧清水中学校区でも土佐清水市義務教育課程における通学費支給要綱の支給額算定基準に基づき通学費を補助している生徒が津呂地区で2名、窪津地区で3名、中浜地区で10名、大岐地区で2名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

今回の質問の趣旨はここなんですけども、学校区内であっても遠くから通学している生徒もスクールバスに乗車できないかお伺いしたいと思います。

例えば、松尾でしたら松尾の地区からスクールバスを利用される生徒が送迎の際に、中浜・大浜を通過して松尾とか足摺岬に行くと思うんですけども、そのときに中浜・大浜の子供たちも一緒に乗車できないか。また、下ノ加江に送迎に行く際に、大岐の生徒たちも一緒に乗車できないかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、従来より学校統合により休廃校となった学校区の児童・生徒を対象として運行しており、議員御提案の中浜地区の生徒、大岐の生徒をスクールバスに乗車させるとなると、同じ条件の津呂、窪津やほかの地域の生徒についての対応の検討も必要になると考えます。

中浜について言わせていただきますが、また、現在、足摺岬・松尾方面からは12名がスクールバスに乗車をしております。このバスの定員は運転席・補助席を除いて19名であり、現在中浜地区からは10名の生徒が清水中学校へ通学しておりますので、仮に中浜地区の生徒がスクールバスに乗車することになりますと、足摺岬・松尾方面からの12名との合計22名で定員を超えての乗車となり難しいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

じゃあ、もし仮にスクールバス乗車の対象地区、もともとの学校区外、清水中学校の学校区外でスクールバスの利用できる条件を満たしている生徒が乗車定員以上になった場合はどういふふうに対応するかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、中学校のスクールバスは5台ありますので、その中で乗車人数と定員を勘案しながら、ほかの地区との調整を図り、スクールバスの入替えなどを行って随時対応をしていくこととなります。

教育委員会としましては、今後の運営につきましても児童・生徒数の推移を鑑みながら、スクールバス路線の適正化に努め、安心安全に児童・生徒が登下校を行うことができるよう適正な運行管理、車両管理を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） もし対応することができるようでしたら、予算の面とかバスの路線をもう1路線増やすことになったりとかしたら、また運転手の人材確保をしたりとか予算の面になかなか課題は山積みかと思いますが、ぜひ今後のスクールバスの運営について、もう一度考

え直していただけたらと思います。

泥谷市長の5つの基本政策の中に、「子どもは宝」、「若者は希望」、「絆は力」とあります。希望が宝物を育てていると思っています。統合当初の平成25年から今年で8年たちます。8年前と比べて人口規模も、当然、周りを取り巻く環境も大きく変化してきていると思っています。だからこそ今、市民と市役所の絆を深めて、若者が育てる子供、子育てに寄り添う市政ができるようお願いして、またスクールバスの運営の見直しの検討をお願いして次の質問に移らせていただきます。

次は、事業承継についてで、今回、事業承継について質問させていただきますが、提案したいと考えていた取組を既にされている自治体がありまして、少し紹介させていただきたいと思っています。

一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターのホームページの一部からちょっと読ませていただきますが、「室戸市で船舶の修理を担う造船所の継業者、技術者、土地建物の活用アイデアの募集」と題して、「高齢化による廃業危機を救え。異業種との兼業も可。室戸に2か所だけ残る造船所の1つ、宮崎造船所で船の修理・メンテナンス業務を担ってくれる方を求めています」というふうにホームページに出されてあるんですけども、ここにも書かれてあるんですが、「地元のためにお店を続けたいけど後継者がいない」、「高齢になってしまって事業承継が難しい」、地域の生活を支えてきた商店では、こういった理由から事業縮小や廃業を余技なくされるケースが後を絶ちません。

一方で、働き方が多様化する今、ゼロから起業するより圧倒的にコストが抑えられる、なりわいを生かした事業承継や継業といった働き方が密かに注目を集めています。店舗そのものや機材、設備などの初期費用一式を抑えられるほか、一定の顧客や販路、技術までもそのまま引き継げる。地方暮らしを目指す若者や移住者にとって新たなチャンスと言えます。

事業承継、継業は、地域で生まれたなりわいを引き継ぎ、第三者の新たな感性と価値観でそのものの価値を見出し、再活性化して地域で継続できるなりわいを営むこと。

要は、近隣の市町村で求人をかけてもなかなか人材が見つからない。これは本市においても大きな課題だと思います。それなら地方で暮らすことを望んでいる都会の方とか本市に移住しようと思っている移住者の方とマッチングさせて取り組んでいこうという取組なんですけど、本市のこれまでの移住実績について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

直近の3年間の移住実績について、まず答弁させていただきます。

平成30年度が34組の53人、令和元年度34組58人、令和2年度32組46人となっております。昨年度――令和2年度につきましては、コロナの影響で緊急事態宣言による外出自粛や首都圏での移住相談会・移住フェアが中止となったにもかかわらず、これまでと同程度の移住者数をキープしております。県内市町村の中でも例年10位以内の移住者数となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

この令和2年ですと、やっぱりコロナの影響がある年やったと思いますけど、それでも影響なく数字が下がってないということは土佐清水市の注目度が上がってるんじゃないかと思います。

また、この移住されてきた方々は、本市のどのようなところで就職されているか、把握できている範囲でお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

移住された方々の本市での就職先、職種につきましては、医療機関や宿泊施設などのサービス業のほか、節納屋や食品加工業などの製造業、それとあと個人で飲食店などを行っております自営業が多い傾向にあります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

では、本市の移住者の募集方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

移住者の受け入れにつきましては、移住相談員2名のほか、移住担当の地域おこし協力隊を1名雇用して、きめ細かな相談業務や市ホームページによる空き家の情報提供のほか、都市部から地方に移住を検討している方を対象とした移住相談会でPRすることなどによって移住促進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） 続いて、以前にも質問させていただきましたが、その後、地域おこし協力隊の募集方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集につきましては、当初予算編成時に庁内各課に宛てて地域おこし協力隊導入希望調査を実施いたしまして、必要となる業務について集約を行いまして、副市長を委員長とする地域おこし協力隊選考委員会におきまして、協力隊導入の必要性について協議・検討を行った上で募集要項を市ホームページや県のホームページの移住サイトにも掲載をするほか、移住相談会などで周知することで募集を行っております。

昨年の9月会議で谷口議員から同様の質問がありまして、協力隊のミッションを限定せずにフリーミッションでの募集についての提案があったところでございますが、フリーミッションでの募集はまだ本市では行っておりません。ミッションを指定しての募集を現在行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

担当の係長とお話させてもらったときに、当初は地域おこし協力隊の募集方法は一番初めの初年度はフリーミッションで取り組んでいたという話を聞かせてもらいました。やはりそれぞれの土地でいろいろあると思いますので、本市にはちょっとそぐわなかったようです。

では、本市で事業承継を求めている事業所等の把握が市としてできているか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

事業承継に係る本市の事業所の現状につきましては、所管の観光商工課によりますと、商工会議所におきまして、令和元年度に9件、令和2年度に7件の相談があったというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

今回ですね、この質問、事業承継のことで質問させていただくのに各担当課と打合せをさせていただいて感じたことなんですけども、商業とか事業承継のことについては観光商工課が担当。地域おこし協力隊については地域おこし協力隊を求める各課それぞれが担当されていて、移住者については企画財政課のほうで担当になっていて、それぞれの部署で縦割りになっていて、後継者不足の課題というのはすごく本市にとっては大きな問題かと思うんですけども、なかなか横のつながりで皆さん情報の共有ができてないんじゃないかなというのを感じました。

本市の造船所でも人材不足で後継者がいないというお話をちょっと耳にしたことがあります。お魚の町で売り出す土佐清水市にとって、漁師さんが思うように船の維持管理ができなくなるというのは物すごい大きな大変な問題だと感じているんですけども、例えば漁師になるためには農林水産課のほうで漁業研修制度とか、いろいろ充実した制度がたくさんあるかと思うんですけども、それ以前の、そこに至るまでの船を維持できるかどうかというところの問題とか、たくさん造船所だけじゃなくてですね、そういう問題を抱えた事業所はたくさんあるかと思うんですけども、どの業種にしても後継者不足とか担い手不足というのは大きな問題だと考えますので、ぜひこの事業承継については本市の課題ということで、縦割り行政だけでなく、各課で取り組んでいっていただきたいと思いますが、企画財政課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市におきましても個人事業主が後継者不足により、やむを得ず廃業に追い込まれるケースというのは少なくないというふうに認識しておりまして、事業承継の取組は重要であるというふうに考えております。

このため、事業承継に係る情報等について、所管する観光商工課や農林水産課等から情報収集に努め、移住相談があった際に市内の求人情報と併せて、事業承継を希望する事業所について紹介してマッチングを図るなど、庁内各課との横断的な取組をこれまで以上に行っていきたいというふうに思っております。

また、県の移住促進の窓口であります、高知県移住促進・人材確保センター、それと県内の各産業分野の担い手支援を行っております、高知県事業承継・引き継ぎセンター、その団体の

支援策なども調査・研究しながら取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

本市では人口減もなかなか歯止めが利かない状況で、市政も市民も皆さん一緒になって1つの課題に取り組んでいくというのが今後は重要になってくるかと思えます。スクールバスにしても、その事業承継のことにしても、縦割り行政ではなく皆さん情報を共有していただいて、今後市政に努めていただけたらと思えます。

これで私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月23日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時19分 延 会